

【事例64】「脱毛施術で危害が起こることがあります！」

【事例】インターネットでエステティックサロンが広告をしていたのを見て、光脱毛の契約をした。ところが、施術を受けた後、皮膚がやけどを負った状態になり、皮膚がズルむけ状態となった。病院で診断を受けたところ、全治1年以上、と言われて大きなショックを受けた。（30歳代・女性）

【対応方法】① 「脱毛」とは、皮膚の内部にヤケドを起こす施術です。
② 脱毛効果の高いレーザー脱毛は、毛包幹細胞を破壊する医療行為となり、医療機関でのみ施術可能です。エステでは、光脱毛という、皮膚に負担を与えず、毛包幹細胞等を破壊しない減毛処置となり、医師や看護師など公的資格を持たないものが施術を行い、機械の出力調整などは医学的見地によらない可能性があります。③ 万が一事故が起こったら、エステでは治療行為を行うことは許されていません。ヤケドは早期治療が大切ですから、治療の開始が遅れ、予後に重大な影響を及ぼす可能性があります。④ エステと医療機関では脱毛施術に違いがあることを知って、十分な情報収集とリスクに関する説明を受けましょう。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。